

各位

北九州市 技術監理局

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の改正について

建設工事における「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」について、工事の適正な履行を確保するため、国の改正等を踏まえ、次のとおり改正することにしましたので、お知らせします。

### 1 改正内容

国の算定方法に準じ、算定の基礎となる額について、直接工事費の割合を95%から97%に改正します。

《 現 行 (H29.4.1~) 》

#### 【算定方法】

#### ① 直接工事費の95%

- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の90%
- ④ 一般管理費等の55%

(①+②+③+④)×1.0001~1.005[無作為抽出係数]×108/100[消費税分]

#### 【設定範囲】

予定価格の7.5/10以上

《 改 正 後 》

#### 【算定方法】

#### ① 直接工事費の97%

- ② 共通仮設費の90%
- ③ 現場管理費の90%
- ④ 一般管理費等の55%

(①+②+③+④)×1.0001~1.005[無作為抽出係数]×108/100[消費税分]

#### 【設定範囲】

予定価格の7.5/10以上

### 2 施行日

平成29年6月1日（施行日以降に公告又は指名通知する工事から適用）

#### ○ 最低制限価格制度

最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者を一律失格とすることにより、工事の適正な履行を確保することを目的とした制度です。

#### ○ 低入札価格調査制度

本市では、政府調達協定の適用を受ける工事（予定価格24億7,000万円以上）について低入札価格調査制度を適用しています。調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合には、当該入札者を落札者としません。

※制度の内容についての問合せは技術監理局 契約制度課（582-2545）まで  
※個別の案件についての問合せは技術監理局 契約課（582-2256）まで